

広島県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	安芸高田市美土里町生田字砂走三六四番一地从先から安芸高田市美土里町生田字石丸二五四番二地先まで	令和四年三月二十二日